# 国際法〈B21A〉

配当年次	3・4年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	小島 千枝・宮野 洋一
文責 (課題設題者)	宮野 洋一
教科書	基本 大内 和臣・武田 眞行 他『国際法』[第2版] (中央大学通信教育部)

## 《授業の目的・到達目標》

本科目はみなさんが、自分で国際問題を法的に考えていく際の基礎、前提となる基本科目です。

国際法が対象とする国際社会は、集権的な国内社会と異なり依然として分権的な性格を色濃くもっています。それに応じて国際法も自ずと国内法とは異なった常識と作法・工夫が働く世界となっています。この授業では、そのような「分権的社会の法」としての国際法の特質、限界、課題、そして可能性に関する基本的な理解を取得することを目指しています。

## 《授業の概要》

この授業は、国際関係としての国家間関係を規律する国際法の誕生の背景からはじまり、その国際法が、どのような形で成立し(法源論―条約・慣習国際法その他)、国内法とどのように関係し(国際法と国内法の関係)、国際関係における様々なアクター・行為主体をどう扱っているか(国家、国際組織、NGO、個人など)、また空間に対してはどのような規律を行っており(領土、領空、海洋、南極、宇宙空間等)、さらに、国境を越える国際的な課題にどのように取り組んでいるか(貿易や投資などの国際経済、地球温暖化などのような国際環境問題、武力紛争とその終結後の様々な問題等々)といった、国際法の世界の全体像の基本的俯瞰を内容としています。

具体的な主要項目としては以下のような内容が標準的なものです。

- ① 国際法の歴史・国際法の特徴(国内法との比較)
- ② 国際法の法源―慣習国際法と条約、その他
- ③ 国際法の主体―国家(国家承認含む)・国際組織・NGO・個人 (国際人権法、国際刑事法も含む)
- ④ 国家の基本的な権利義務―国家の平等・国家管轄権・主権免除
- ⑤ 領域と国際法1一概要・陸の国際法・空の国際法
- ⑥ 領域と国際法2一海の国際法(国連海洋法条約を中心に)
- ⑦ 紛争の平和的処理手続一国際司法裁判所 (ICJ) など
- ⑧ 戦争・武力紛争と国際法(武力行使の規制・安全保障・武力紛争法)
- ⑨ 国際的・地球的課題と国際法―国際経済法、国際環境法など

#### 《学習指導》

国際法の特質は、国内法との比較をすることによってよりよく理解できるので、憲法、民法、刑法、それにできれば民事訴訟法についての基本的学習が終わっているか、ある程度すすんでいることが強く望まれます。

国内法の学習を通じて、裁判を中心に通説・判例を消化してゆくという学習作法に親しんでこられていると思いますが、国際法はその対象とする国際社会が分権的であることから、集権的な国内社会を対象とする国内法とは、色々な面で異なっています。国際法の世界では、裁判や通説・判例の位置づけそのものが異なってくるわけです。そこで、国際法の学習にあたっては、国際社会の分権性を常に意識することが肝要です。

身近に感じにくいと思われがちな国際法なので、国内法科目以上に、判例百選等によって丁寧に具体的事例にあたりながら、また条約集を参照しながら、教科書を読み進めることを強くおすすめします。それでも身近に感じることが難しい場合には、日々のニュースを国際法を考える入り口として使うための格好の素材として、森川幸一ほか(編)『国際法で世界がわかる:ニュースで読み解く 32 講』(岩波書店、2016 年)や、日本の国際法学会の HP に随時掲載される「エキスパート・コメント」を活用するとよいでしょう。後者は「政策立案者、ジャーナリストや一般の方々が広く関心を寄せるトピックについて、一般財団法人・国際法学会の会員が、専門家の立場から、その背景にある問題を明らかにし、学界での議論をできるかぎり精確に、バランスよく、わかりやすく解説する」ことを目的としたもので、数頁程度のコンパクトな記述となっています。→ https://jsil.jp/expertcomment(過去の例を、いくつかあげておくと例えば以下のようなテーマが扱われています:「核兵器禁止条約」「ドローンの国際的規制」「接続水域で沿岸国ができること・できないこと」「PKO とく駆けつけ警護 >」「パリ協定の発効と 今後の温暖化対策」「アンチ・ドーピングとオリンピック・パラリンピック」「水と人権」「国際司法裁判所とロヒンギャ問題」など)。

このほか、CHOIS 経由で皆さんも自宅からでも利用できる主要新聞各紙のデータベースを、「国際法」 や関連するその他のキーワードで検索すると、実にいろいろな問題が、国際法と関連して毎日のように起 こっていることを、実例をもって知ることができるでしょう。

#### 《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価します。

# 国際法〈B21A〉

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

## 第1課題【基礎的な問題】

国際人権条約を国内裁判において援用するために必要となる要件について、日本の場合と米国の場合を比較しながら論じなさい。その際、少なくとも日本の「受刑者接見妨害国家賠償請求事件」、「小樽入浴拒否事件」、および米国の「Fujii(フジイ)事件」、「フィラルティーガ事件」の内容について実質的に言及すること。

## 第2課題【基礎的な問題】

日本にあるB国大使館が、同大使館の敷地内に通常大使館にはありえないような遊戯施設を建設して、日本に在留するB国民に解放した。B国は、当該遊戯施設を建設するに当たり、日本法人である甲建設会社(以下「甲」)と契約して建設を委ねた。建設が終了して建造物がB国に引き渡されても、B国は、契約にある通りの建設代金を甲に支払わないでいる。そこで甲は、B国を相手として日本の国内裁判所に、建設代金の支払いを求める訴えを提起した。B国政府は主権免除を理由に、日本の裁判管轄権は及ばないと主張している。裁判所はどのような判決を下すべきか。ただし、「パキスタン貸金請求事件」の最高裁判決も、「対外国民事裁判権法」もまだ存在しないものとして解答しなさい。

#### 第3課題【応用的な問題】

ウィーン条約法条約と国内契約法(民法)を比較し、重要かつ本質的と考えられる相違をすくなくとも3つあげて整理した上で、その相違がいかなる事情・背景に由来するかを論じなさい。

#### 第4課題【応用的な問題】

A国は戦後、クーデターの後、長らく親B国の国王の統治下にあったが、70年代の終わりに革命が起こり、反B国政権に政権が移った。この革命のさなか、A国の首都におかれたB国大使館が革命を支持する学生達を中心とする武装勢力により襲撃・占拠された。B国大使館員が人質とされ、B国に事実上亡命を求めて入国していた元国王の身柄をA国政府に引き渡すようにとの要求がなされた。この襲撃の際、A国政府から派遣されていた警備要員は姿を消して襲撃を阻止せず、A国政府はB国大使館による再三の救助要請にも何らの措置も講じなかった。さらに、A国の最高指導者が、これら武装集団の行為を承認し、大使館の占拠と人質行為と元国王引き渡し要求継続を決定した。

B国は、両国が共に締約国であるウィーン外交関係条約の「紛争の義務的解決に関する選択議定書」を根拠に、A国による同条約義務違反の認定、大使館の原状回復、人質の解放、責任者の訴追ないし引き渡し、金銭賠償の支払いを求めてICJに提訴した。

国際法〈B21A〉

これに対し A 国は次のように主張した。「この事件の背景には、B 国の諜報機関による 195X 年のクーデターと正統な国民政府の転覆、B 国の支援を受けた国王による政権の復活など 25 年間におよぶ A 国の内政への継続的干渉があり、本件は、条約の解釈・適用の問題ではなく、また B 国の内政干渉という全般的問題の周辺的かつ二次的な側面、いわば氷山の一角を示すにすぎないので、ICJ は本件を全体の政治的文脈から切り離して審理することはできない。万一、本件が受理可能とみなされるとしても、B 国の 25 年におよぶ非道な内政干渉は、それに対して A 国がとった行動を十分正当化するに足る犯罪的活動を構成する。」

A国の主張について、あなたが ICJ の裁判官ならば、どのような判決を下すかを理由を付して述べなさい。その際、少なくとも、テヘラン人質事件判決、ニカラグア事件判決、外交関係法および自己完結的制度、政治的紛争論・混合的紛争論に言及すること。

## 〈推薦図書〉

浅田 正彦(編)	『国際法』〔第 4 版〕(2019 年)	東信堂
柳原 正治・森川 幸一 他(編)	『プラクティス国際法講義』〔第3版〕(2017年)	信山社
小寺 彰	『パラダイム国際法-国際法の基本構成』(2004 年)	有斐閣
薬師寺 公夫・坂元 茂樹 他(編)	『判例国際法』〔第3版〕(2019年)	東信堂